

みどり市建設工事等請負業者選定要綱
(平31告示46・改称)

平成18年3月27日
告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事等の請負を希望するものについて、競争入札及び随意契約をする場合において優秀かつ確実な工事等請負業者を厳正かつ公平に選定するため、必要な事項を定める。

(平31告示46・全改)

(入札参加のための資格審査)

第2条 市の競争入札に参加するために必要な資格の審査については、ぐんま電子入札共同システムを利用して群馬県及び県内参加団体との共同事務により実施するものとする。

(平31告示46・全改)

(級別格付の審査)

第3条 前条の規定による資格審査により競争入札への参加が認められた者(以下「有資格者」という。)についての級別格付の審査は、みどり市請負業者選定委員会規程(平成18年みどり市訓令第36号)第1条に規定するみどり市請負業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。

(平31告示46・全改)

(建設工事における級別格付に関する総合点)

第4条 級別格付は、経営事項の審査の結果の数値(以下「客観数値」という。)及び過去の実績その他の基準により算出した数値(以下「主観数値」という。)を合計した数値(以下「総合点」という。)により、工事種別の施工能力を判定して行うものとする。ただし、主観数値の付与を受けていない有資格者については、客観数値をもって当該業者の総合点とするものとする。

2 選定委員会は、級別格付に当たり、新規開業者等で前項の規定により難い有資格者については、当該有資格者の自己資本の額、職員の数その他信用状況等を勘案して級別格付を行うものとする。

(平31告示46・全改)

(級別格付の基準)

第5条 前条の規定による級別格付の基準は、次のとおりとする。

等級	土木・電気・管・舗装・水道施設・建築
Aランク	特定建設業登録業者かつ総合点750点以上
Bランク	総合点600点以上750点未満又は一般建設業登録業者か

	つ総合点750点以上
Cランク	総合点600点未満

(平23告示98・一部改正、平31告示46・旧第6条繰上・全改)

(主観数値の算出方法等)

第6条 主観数値は、別表に掲げる事項により算出した評点を合計した数値とする。

2 財政課長は、主観数値の採点に当たって、新規開業又は前年度に所管に係る工事を施工した経歴のない業者で主観数値を付与できない業者については、数値を付与しないものとする。

(平23告示98・旧第8条繰上・一部改正、平31告示46・旧第7条繰上・一部改正)

(主観数値の申請)

第7条 有資格者は、次に掲げる事項に係る主観数値の付与を受けようとするときは、みどり市建設工事入札参加資格に係る主観数値に関する審査申請書(別記様式)に、関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 環境配慮に対する取組

(2) 消防団に対する協力

(3) 従業員の市内在住の状況

(令6告示24・追加)

(有資格者名簿の作成)

第8条 財政課長は、選定委員会が有資格者の級別格付を決定したときは、速やかに建設工事入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)を作成するものとする。

(平31告示46・追加、令6告示24・旧第7条繰下)

(発注請負金額区分)

第9条 級別格付された業者への発注の標準とする設計金額は、次の表に定めるところによるものとする。

等級	設計金額	
	土木・電気・管・舗装・水道施設	建築
Aランク	800万円以上	3,000万円以上
Bランク	300万円以上2,000万円未満	800万円以上3,500万円未満
Cランク	800万円未満	2,000万円未満

2 前項に定める業種以外の工事の業者については、市長がその都度定めるものとする。

(平23告示98・旧第13条繰上・一部改正、平31告示46・旧第11条繰上、

令6告示24・旧第8条繰下)

(指名業者の選定)

第10条 指名競争入札の方法により建設工事等に係る請負契約を締結しようとする場合は、起工伺書等を作成し、関係書類を添えて、財政課長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する起工伺書等を受理した財政課長は、調書を作成し、関係書類を添えて、指名業者の選定について選定委員会に付議しなければならない。
- 3 前項の付議を受けた選定委員会は、有資格者名簿に登載された者の中から当該建設工事等の設計金額に応じ、これに対応する等級に属する有資格者の中から指名業者を選定するものとする。ただし、必要ある場合は、上位又は下位の等級に属する有資格者の中から選定することができるものとする。
- 4 前項の規定により選定する指名業者の数は、次の表の設計金額の区分に応じ、同表選定数の欄に規定する数とする。ただし、特別な理由がある場合は、これを増減できるものとする。

区分	設計金額	選定数
1	800万円未満	4人以上
2	800万円以上1,500万円未満	5人以上
3	1,500万円以上3,000万円未満	6人以上
4	3,000万円以上	7人以上

- 5 選定委員会は、指名業者を選定したときは、調書に決定事項を記載して、市長の決裁を受けなければならない。

(平23告示98・旧第14条繰上、平31告示46・旧第12条繰上・一部改正、令6告示24・旧第9条繰下)

(指名競争入札の指名基準)

第11条 選定委員会は、前条第3項の規定による指名業者の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 審査基準日以降における経営及び信用の状況
- (3) 審査基準日以降における工事成績
- (4) 当該工事等に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事等の状況
- (6) 当該工事等についての技師的適性
- (7) 工事施工についての技術者の状況
- (8) 審査基準日以降における安全管理の状況
- (9) 審査基準日以降における労働福祉の状況
- (10) ISO認証の取得状況

(11) 地域ボランティアへの貢献状況

(平23告示98・旧第15条繰上、平31告示46・旧第13条繰上・一部改正、
令6告示24・旧第10条繰下)

(指名通知の方法)

第12条 財政課長は、建設工事等の指名業者が決定したときは、指名通知書(みどり市契約規則(平成18年みどり市規則第49号)様式第4号)により指名業者に通知するものとする。

(平23告示98・旧第16条繰上、平31告示46・旧第14条繰上・一部改正、
令6告示24・旧第11条繰下)

(随意契約による場合の選定)

第13条 建設工事等を担当する課の課長は、随意契約により建設工事等に係る請負契約を締結しようとするときは、有資格者名簿に登載された者の中から見積書を徴する業者を選定しなければならない。この場合においては、第9条の規定を準用する。

(平31告示46・追加、令6告示24・旧第12条繰下)

(業者選定の特例)

第14条 特に緊急を要する工事、特別の技術を要する工事及び軽微な工事等並びに特別の理由のあるときは、第10条第2項から第4項までの規定にかかわらず、業者を選定することができるものとする。

(平23告示98・旧第18条繰上、平31告示46・旧第16条繰上・一部改正、
令6告示24・旧第13条繰下、令7告示91・一部改正)

(秘密の保持)

第15条 指名業者の選定等については、取扱者以外の者に漏れないよう、秘密の保持に十分注意しなければならない。

(平23告示98・旧第19条繰上、平31告示46・旧第17条繰上・一部改正、
令6告示24・旧第14条繰下)

(共同企業体の審査及び格付)

第16条 共同企業体の経営事項の審査及び総合点に基づく級別格付を行うときは、次の措置を講ずるものとする。

(1) 経営事項の審査 経営事項の審査を行うに当たっては、工事完成高は、各構成員の完成工事高の和とし、経営規模は、各構成員の自己資本金、職員の数のそれぞれの和とし、経営比率及び営業年数は、各構成員の平均数値により行うものとする。

(2) 級別の格付 級別格付を行うに当たっては、当該共同企業体の結合の強弱及び適否を勘案し、客観数値及び主観数値とを総合勘案して算定する総合数値についておおむね20パーセントの範囲で調整することができるもの

とする。

(平31告示46・追加、令6告示24・旧第15条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の笠懸町建設工事請負業者選定要綱(平成14年笠懸町要綱第15号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年3月31日告示第98号)

この告示は、平成23年3月31日から施行し、同年2月1日から適用する。

附 則(平成31年4月1日告示第46号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第24号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年6月10日告示第91号)

この告示は、令和7年6月10日から施行する。

別表(第6条関係)

(平23告示98・追加、平31告示46・令6告示24・令7告示91・一部改正)

項目	評点方法												
過去の工事成績	適格審査年の前年及び前々年の2か年において市が発注した工事(財政課長が指定する検査員(みどり市契約規則第32条第2項に規定する検査員をいう。)が検査を行った工事に限る。)を請け負っている場合は、当該2か年の工事に係る工事成績を工事の種類ごとに加重平均し、評点に次の表の工事成績の平均点欄に掲げる区分に応じて同表の加点の欄に掲げる点数を加算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事成績の平均点</th><th>加点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90点以上</td><td>50点</td></tr> <tr> <td>80点以上 90点未満</td><td>40点</td></tr> <tr> <td>75点以上 80点未満</td><td>30点</td></tr> <tr> <td>70点以上 75点未満</td><td>20点</td></tr> <tr> <td>65点以上 70点未満</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table>	工事成績の平均点	加点	90点以上	50点	80点以上 90点未満	40点	75点以上 80点未満	30点	70点以上 75点未満	20点	65点以上 70点未満	10点
工事成績の平均点	加点												
90点以上	50点												
80点以上 90点未満	40点												
75点以上 80点未満	30点												
70点以上 75点未満	20点												
65点以上 70点未満	10点												
品質確保に対する取組	適格審査年の1月1日時点において公益財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互承認している認定機関に認定されている審査登録機関からISO9000シリーズの認証を受けている場合は、評点に10点を加算する。												
環境配慮に対する取組	適格審査年の1月1日時点において次の各号のいずれかに該当する場合は、評点に10点を加算する。この場合において、次の各号の2以上に該当する場合でも、加算は重複して行わない。 (1) JAB 又は JAB と相互承認している認定機関に認定されている審査登録機関から ISO14000 シリーズの認証を受けている事業者 (2) 一般財団法人持続性推進機構からエコアクション 21 の認証を受けている事業者 (3) 群馬県から環境 GS(ぐんまスタンダード)の認定を受けている事業者												
障がい者雇用の状況	申請時において常時勤務する障がい者を1名以上雇用している場合は、評点に10点を加算する。												
災害応急対	適格審査年の前年及び前々年の2か年において市との間で												

応に関する協力	「災害応急対応業務に関する協定」又は「災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定」を締結している場合は、評点に 5 点を加算する。								
除雪作業に対する協力	適格審査年の前年及び前々年の 2 か年において市との間で「道路除雪事業委託契約」を締結している場合は、評点に 5 点を加算する。								
地域貢献活動	市内でのボランティア、環境保全又は地域の評価を得ている建設事業に関する活動を行った場合は、評点に 5 点を加算する。								
指名停止等の期間	適格審査年の前年及び前々年の 2 か年においてみどり市請負業者等指名停止措置要綱(平成 18 年みどり市告示第 13 号)に基づく一定期間の指名停止措置を受けている場合は、評点から次の表の指名停止期間の欄に掲げる期間の区分に応じて同表の減点の欄に掲げる点数を減算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指名停止期間</th><th>減点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 月以上</td><td>20 点</td></tr> <tr> <td>1 月以上 4 月未満</td><td>10 点</td></tr> <tr> <td>1 週間以上 1 月未満</td><td>5 点</td></tr> </tbody> </table>	指名停止期間	減点	4 月以上	20 点	1 月以上 4 月未満	10 点	1 週間以上 1 月未満	5 点
指名停止期間	減点								
4 月以上	20 点								
1 月以上 4 月未満	10 点								
1 週間以上 1 月未満	5 点								
消防団に対する協力	適格審査年の 1 月 1 日時点において事業主及び従業員の中にみどり市消防団に所属する者がいる場合は、評点に次の表の消防団員数欄に掲げる所属人数の区分に応じて同表の加点欄に掲げる点数を加算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防団員数</th><th>加点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 名以上</td><td>10 点</td></tr> <tr> <td>1 名</td><td>5 点</td></tr> </tbody> </table>	消防団員数	加点	2 名以上	10 点	1 名	5 点		
消防団員数	加点								
2 名以上	10 点								
1 名	5 点								

従業員の市内在住の状況	適格審査年の１月１日時点において従業員（事業主と世帯を別にしていてる者に限る。）の中に市内在住者がいる場合は、評点に次の表の市内在住者率欄に掲げる割合の区分に応じて同表の加点欄に掲げる点数を加算する。 <table data-bbox="496 456 1086 797"><tr><th data-bbox="496 456 839 506">市内在住者率</th><th data-bbox="839 456 1086 506">加点</th></tr><tr><td data-bbox="496 506 839 555">75%以上</td><td data-bbox="839 506 1086 555">10 点</td></tr><tr><td data-bbox="496 555 839 604">25%以上 75%未満</td><td data-bbox="839 555 1086 604">5 点</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="496 604 1086 797">備考 算出した市内在住者率に 1 未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた市内在住者率により加点数を判定する。</td></tr></table>	市内在住者率	加点	75%以上	10 点	25%以上 75%未満	5 点	備考 算出した市内在住者率に 1 未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた市内在住者率により加点数を判定する。	
市内在住者率	加点								
75%以上	10 点								
25%以上 75%未満	5 点								
備考 算出した市内在住者率に 1 未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた市内在住者率により加点数を判定する。									

別記様式(規格 A4) (第 6 条関係)

(略)